

市税収納率向上・滞納額削減対策について

財務部税務総務課・納税課

平成 19 年 6 月に「市税滞納削減アクション・プラン」を策定し、収納率向上に取り組んでいるが、世界同時不況等の影響も有り、平成 20 年度の現年課税分収納率は目標を大きく下回る 98.12%となった。収納率向上には、平成 20 年度新規滞納額 26 億円(35 千人)のうち 16 億円(26 千人)を占める個人市民税普通徴収を中心に更なる対策の徹底が必要であり、引き続き以下の施策を重点取組み事項とし、収納率の改善を図るものである。

事業内容

1 特別徴収事業所の拡大について

- 個人市民税の現年課税分収納率は、普通徴収では 90.79%、特別徴収は 99.76%であり、収納率の高い特別徴収への転換は収納率向上の重大な要素である。
- 平成 19 年度から特別徴収事業所の拡大を進めており、市内特別徴収事業所数も平成 21 年度は前年度から 3,229 社増の 13,281 社となっている。
- 平成 21 年度には残り 5,219 社の市内普通事業所に対し、以下の取組みを実施する。

従業員 50 人以上の事業所	23 社	訪問勧奨（強制指定）
従業員 30 人以上の事業所	26 社	訪問勧奨
従業員規模 10 人以上	161 社	文書勧奨及び電話勧奨
上記以外の事業所	5,009 社	文書勧奨

2 口座振替の推進について

口座振替による納付は、納期内収納及び現年課税分収納率の向上には有効な手段である。現在の口座振替利用率 54.34% (平成 20 年度実績)を 55.00%の目標まで引上げる対策を実施する。

- 指定金融機関等が窓口において積極的に口座振替を加入勧奨したことに対するインセンティブ（口座振替加入手数料）を新たに交付することで新規加入促進を図る。
(平成 22 年度新規事業 525 円 × 5,000 件 = 2,625,000 円)。
- 民間委託又は徴収嘱託員における訪問催告の際に、口座振替を勧める活動を積極的に展開する。
- 特別徴収事業所拡大の訪問及び電話勧奨時に常時雇用でない従業者（普通徴収対象者）についての口座振替の勧奨依頼を行い、口座振替の推進を図る。
- 緊急雇用創出事業として、口座振替勧奨電話催告業務(20,000 件)を 10 月から追加実施する。平成 22 年度についても効果をみて引き続き実施を検討する。

3 民間委託について

(1) 電話催告業務

- 納期限経過後 30 日から 80 日までの滞納市税について、4 名の委託職員が滞納者へ電話により納付指導を実施。(平成 20 年度 38,461 件)
- 電話催告は滞納の初期の段階で効果があることから、委託職員の増、電話催告システムの増設を行い早い段階での電話催告を強化する。

(2) 訪問催告業務

- ・現年課税分で納期限経過後 80 日を超える 1 期 20 万円未満の滞納市税について、28 名の委託職員が滞納者宅を訪問し、納付指導を実施。(平成 20 年度 41,437 件)
- ・緊急雇用創出事業として、返戻催告書現地調査業務(4,000 件)を 10 月から追加実施する。
- ・新たに実施する現地調査等の業務効果を検証して、訪問催告業務よりも効果的であれば委託業務内容の変更を検討する。
- ・電話番号不明者については、「納期限経過後 80 日」を短縮して早期に訪問催告ができる体制を検討する。

4 納税課の体制強化と職員配置増について

本市は、職員 1 人当たり平均 2,000 件の滞納案件を担当しているが、横浜市 1,000 件/職、静岡市 1,300 件/職等と比較しても厳しい状況にある。全件について差押を中心とした滞納整理を徹底し、自主財源を確保するため、今後の収納率向上の体制・職員配置について見直しをする。

(1) 市税現年課税分の対策グループの新設

- ・新規滞納者への早期着手を組織的に実施し、滞納整理を強化するため、市税現年課税分の対策グループを新設する。
- ・現在、現年課税分 1 期 20 万円未満の案件については、民間委託と徴収嘱託員が担当。それ以上の案件については、徴収第 1・第 2 グループが担当している。
- ・平成 22 年度は、市税現年課税分の対策グループを新設(グループ長 1 名、グループ員 4 名、計 5 名の増員)し、現年課税分 1 期 20 万円以上の新規滞納への早期着手、滞納整理の強化を図る。グループ員(4 人)1 人当たり担当件数 = 約 1,700 件

(2) 外国人対策

- ・現在、外国人の滞納案件 7,200 件を、外国人対策グループ 6 名(職員 3 名・非常勤職員 3 名)で対応している。職員は外国人の納税相談(7 月実績 来庁 492 件、電話 116 件、計 608 件)の対応に追われ、本来の業務である滞納整理に費やす時間が取れない状況にある。
- ・この現状を打破し、滞納額削減に努めるには、厳格かつ速やかな滞納整理に転換する必要がある。外国人滞納者の所得税の還付申告支援市税充当業務や、呼出の徹底、大口扱いの外国人の滞納整理を実施し、公平・効率的な事務事業を執行するため、人員を増加し体制を強化する。
- ・民間委託と連携を密にして外国人対策を展開する。